

令和5年(ワ)第408号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 山梨県

原告第2準備書面

令和6年11月19日

甲府地方裁判所民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中野和子

同弁護士 大菅俊志

同弁護士 葛山弘輝

同弁護士 山本瑞貴

【目次】

第1 「第1」の項（本件誓約書の法的意義）について	2
1 本件誓約書に署名等をした地域卒の志願者は、本件キャリア形成契約を締結しないという選択ができないこと	2
2 本件誓約書の法的拘束力について	3
第2 「第2」の項（消費者性）について	5
第3 「第3」の項（本件キャリア形成契約書と消費者法9条1項1号）について ...	6
1 「1」の項（民法651条の無名契約への適用）について.....	6
2 「2」の項（本件契約書第4条の意義）について	6
3 「3」の項（解除に伴う損害）について.....	7
(1) 解除に伴う損害は、解除との間に相当因果関係が認められるものに限られ	

ること	7
(2) 最高裁判決について	8
第4 求釈明について	8

被告第3準備書面に対する反論

第1 「第1」の項（本件誓約書の法的意義）について

1 本件誓約書に署名等をした地域枠の志願者は、本件キャリア形成契約を締結しないという選択ができないこと

- (1) 被告は、高い公共性と公益性を有するキャリア形成プログラムにおいては、地域枠の志願者は、本件キャリア形成契約書による本件キャリア形成契約を締結することが想定されていること、本件キャリア形成契約を締結しない地域枠の志願者について、出身校に連絡が行く可能性があること等については、制度上当然のことであり、不当ではない旨を主張する。

しかしながら、上記のようなことがあることが、本件誓約書を提出することにより地域枠の志願者が本件キャリア形成契約を締結する法的義務を負うこと、ひいては違約金の支払義務を負う意思表示をすることになるということを原告は主張しているものであり、上記の被告の主張は原告の主張に対する「法的な」反論とは、なりえていない。

原告は、地域枠の志願者が本件キャリア形成契約を締結しない場合に出身校に連絡が行くことの当否を論じているのではない。そのようなことがあるがために、本件誓約書を提出することによって、地域枠の志願者は本件キャリア形成契約を締結する強制力が働くというのが、原告の主張である。

- (2) また、被告は、本件キャリア形成契約書への署名押印を望まない場合は地域枠以外のルートで医学部に入学し直すという選択肢があることを理由として、地域枠の志願者は本件キャリア契約を締結するかどうかを自由な

意思に基づいて選択しうると主張するが、医学部を卒業した後に、再度長い時間と高額のコ用をかけて医学部に入学し直すなどというのはおよそ現実的ではなく、地域卒の志願者がそのような選択をすることは考えられない。

すなわち、本件誓約書を提出した地域卒の志願者において、本件キャリア形成契約を締結しないという選択をすることはできず、本件キャリア形成契約を締結するかどうかをその自由な意思に基づいて決めるということとはできない。

2 本件誓約書の法的拘束力について

- (1) 被告は、本件誓約書への署名・押印によっては、違約金の支払義務は生じないとする。

しかし、本件誓約書（甲2）には、「違約金」を支払う旨が明記されており、誓約書に署名押印をする地域卒志願者は、これらを遵守することを誓うこととされている。

また、違約金条項が導入されたのは、地域卒医師による義務年限の履行違反が発生したこと（キャリア形成プログラムからの離脱者が出たこと）から、これを防止しようとする目的によるものであったとのことであり

（乙2）、違約金条項に強い拘束力を持たせることが被告の意図するところであったと考えられる。

- (2) 本件誓約書における違約金の支払を誓約する文言については、本訴の提起の前において、既に全日本医学生自治連合会が、被告に対し、公開質問状を發してその効力について尋ねている（甲16）。

上記の公開質問状においては、具体的に、

「（問7）～中略～つまり、違約金の契約は事実上出願時に締結されていると考えられるのではないのでしょうか。国家試験合格後に

契約を拒否することは想定されていますか。」

とされているところ、この問いに対して、被告は、

「受験生に向けては、出願前に説明するとともに、入試の面接で改めて意思確認することとしておりますので、**契約を拒否することは想定しておりません。**」（下線は原告ら代理人による）

と回答している（甲17：公開質問状に対する回答）。

- (3) 以上のような本件誓約書の文言や体裁、違約金条項が導入された経緯、及び外部の団体からの質問に対する公開の回答などからすると、被告が本件誓約書には違約金の支払義務を発生させる法的拘束力がないと主張することについては疑義が残る。

被告が本件誓約書には法的拘束力がないとするのであれば、原告は必ずしもそのことを争うことはしないが、そうであっても、上記のような文言が含まれた誓約書が撤廃されないのであれば、将来的に被告が立場を転じて法的拘束力を主張することの懸念は残り、またその外形からすると、誓約書への署名押印を求められる地域枠の志願者は、それが法的拘束力をもつものであると本件誓約書の外形的記載から認識するのがむしろ普通である（このことは、全日本医学生自治連合会が上記の質問をしていることから容易に想像できる。）。

すなわち、本件誓約書が存在することによって、消費者契約法12条3項の定める意思表示が行われるおそれがあると十分に認められるのであり、当該行為の停止等として本件誓約書による意思表示の停止と共に、本件誓約書の破棄等を求めることは可能であると考え（消費者契約法は「当該行為」の「停止」だけでなく、「予防」や「予防に必要な措置」等をとることを請求しうる旨を定めているのであるから、本件誓約書に「法的拘束力がないと被告が主張すること」をもってしても、法的拘束力があると解釈されうる外形的可能性がある以上、原告の請求が成り立たないと

いうことにはならない。)。

第2 「第2」の項（消費者性）について

被告は、医師免許を取得した地域枠の医師は消費者ではなく、本件キャリア形成契約は消費者契約には該当しない旨を主張する。

しかしながら、本件キャリア形成契約は、地域枠の医師が医師免許を取得したその時点において、労働者たる研修医として活動することを前提として締結されるものである。すなわち、地域枠の志願者として研修医となった者は、本件キャリア形成プログラムに基づき、被告の定める配置方針に従い、特定公立病院等に派遣され、当該特定公立病院開設者の指揮監督の下、当該開設者のために労務に従事することになる。

このように、地域枠の志願者として研修医となった者は、あくまでも労働者として業務に従事するのであり、自己の能力と計算に基づいて業務を営む事業者とは明らかに一線を画する。地域枠の志願者たる医師は、消費者として被告と本件キャリア形成契約を締結するのであり、本件キャリア形成契約は消費者契約にあたる。

被告は、地域枠の医師が医業という専門的職業に従事するにあたっての能力開発及び向上を図るために契約の当事者となることを主張するが、いかに専門的職業であるとはいえ、開業等が具体的に予定されておらず、あくまで研修医として他者の指揮監督を受ける立場として契約に臨む者を事業者とみることはできない。専門的職業であるがために、このような立場で臨む契約を「事業のため」の契約であると解することは、消費者と事業者との間に存在する情報、交渉力の格差等を是正するという消費者契約法の趣旨・目的に明らかにそぐわない。

第3 「第3」の項（本件キャリア形成契約書と消費者法9条1項1号）について

1 「1」の項（民法651条の無名契約への適用）について

被告は、本件キャリア形成契約書に中途解約の規定がなく、中途解約を許容しない趣旨であることから、本件キャリア形成には民法651条が適用されない旨を主張する。

しかし、原告が主張しているのは、本件キャリア形成契約が無名契約であるとしても、民法の準委任契約としての性質を帯びるのであれば、民法651条が適用されうるということであり、契約の性質について主張するものである。

被告の主張の要旨は、契約条項によって中途解約の適用が排除されているから民法651条が適用されないということであると思われるが、民法上の委任契約や準委任契約も特約によって中途解約権を排除しうるのであるから、中途解約の規定が当該契約に存在しないからといって、当該契約が委任契約や準委任契約とならないわけではない。また、中途解約の規定がないとしても、そのことが直ちに中途解約を許容しない趣旨であるともいえない。

したがって、上記の被告の主張は原告の主張に対する反論となっておらず、本件キャリア形成契約が準委任契約としての性質を帯びることを否定することはできない。

2 「2」の項（本件契約書第4条の意義）について

被告は、医師が本件キャリア形成契約から離脱しようとすることは、本件キャリア形成に基づく債務を履行しない意思を明確にすることを意味するものであって解約の申入れではないとし、本件契約書4条は、地域枠医師による債務の履行が不能になった場合の違約金を定める条項としての意義しか有していない旨を主張するようである。

しかし、本件キャリア形成契約は、準委任契約ないしは準委任契約としての性質を含む無名契約である。

そして、その解除の効力は将来に向かってのみ効力を有するものであること、受任者が望まない委任事務を強制的に遂行させることはできないこと、解約権が明示的に放棄されていないことなどからすると（上記の違約金条項の導入の経緯からすれば、契約の性質上、解約権を事前に放棄させることが不可能であるからこそ、被告は高額の違約金を設定することによって、地域枠の医師による契約の解除を抑止しようと思図したものと思われる。）、地域枠の医師が、本件キャリア形成契約から離脱するとの意思を示したとすれば、それは解約の申入れの趣旨であるとみるのが自然である。

また、準委任契約の解約の申入れは、当然に以後の債務を履行しないとの意思を明らかにすることを含むものである。そうすると、地域枠の医師が本件キャリア形成契約から離脱するとの意思を表示した場合において、このことを債務を履行しないとの意思を明らかにしたという点のみを恣意的に切り取って評価することは不合理である。

したがって、本件キャリア形成契約から離脱するとの意思を、単に債務を履行しないとの意思を明らかにしたという意味としてとらえることはできず、かかる意思は解約の申入れを伴うものとみるべきである。よって、上記の被告の主張は当たらない。

3 「3」の項（解除に伴う損害）について

(1) 解除に伴う損害は、解除との間に相当因果関係が認められるものに限られること

被告は、地域枠の医師が「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」場合には代替医師を確保する必要があり、そのために被告に生じる損害の額が年額750万円を下らないことを主張・立証した旨を主張する。

しかし、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が発

生することにより、被告に代替医師を確保する義務が発生するのか、代替医師を必ず派遣しなければならないのかが不明であることなど、被告に損害の発生する機序が明らかではなく、地域枠の医師が「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」ことと、被告に損害が生じることとの因果関係が認められないことは、原告第1準備書面にて主張したとおりである。

(2) 最高裁判決について

被告は、最高裁判決（最判平成18年11月27日民集60巻9号3437頁）を引用し、平均的な損害の額を超えることの立証責任は原告側が主張立証する責任を負う旨を主張する。

しかし、消費者契約法9条1項1号の適用が問題となる場面においても、契約の解除に伴う損害は、解除との間に相当因果関係が認められるものに限られると解されるところ（東京高判令和5年4月18日判タ1522号94頁）、この因果関係が認められない以上、「平均的な損害の額」を超えることの立証責任は問題とならず、被告が引用する上記最高裁判決は、本件では参考とならない。

第4 求釈明について

被告は、原告第1準備書面・14頁記載の求釈明事項1に対する回答として、「地域枠志願者に対して県医師修学資金の貸与契約時に誓約書の提出を求めている」との回答をしている。

上記の点に関し、「貸与契約時」に取得する「誓約書」の内容如何によっては、本件誓約書及び本件契約書の法的拘束力の解釈に影響を与えうるものであるから、原告は、被告に対して、当該「貸与契約時」に取得する「誓約書」を提出するよう求める。

以上